

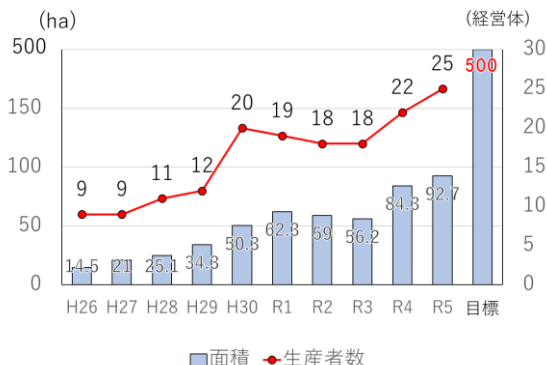
宮城県加工用ばれいしょ 優良生産者表彰(令和6年度)を行います!

宮城県では第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に基づき、主食用米から収益性の高い園芸作物への転換に力を入れて取り組んでおり、中でも、加工用ばれいしょは、食品製造事業者からの需要もあり、大規模露地園芸に対応した機械化体系が確立されていることから、特に重点的に振興すべき品目として位置づけています。

今後さらなる面積拡大と生産者の技術向上を図るため、令和5年度に表彰制度を創設し、優良生産者に対して宮城県知事賞を授与することとしました。

令和6年度も優良生産者表彰を行いますので、本表彰をきっかけに面積拡大や収量・品質の向上につながることを期待します。

加工用ばれいしょの取組面積と生産者数の推移



<表彰の種類>

宮城県知事賞 1点

<表彰の基準>

- 加工用ばれいしょの**作付面積が3ヘクタール以上**であること。
(※令和5年産の表彰に限り1ヘクタール以上としていましたが、令和6年産からは3ヘクタール以上の生産者のみが表彰の対象となります)
- 加工用ばれいしょの**平均収量が10アール当たり3トン以上**であること。
- A品率(実需者が規定する最高等級の割合)が90%以上**であること。

<被表彰者の推薦>

推薦者：宮城県内の加工用ばれいしょ生産者と契約取引を行う食品製造事業者

※生産者からの推薦は受け付けておりません。

期限：生産年の10月31日まで

<選考方法>

表彰の基準を満たした者が複数いる場合、配点基準の合計点数が最も高い者を被表彰者とする。

項目	配点基準 (10点満点)			
作付面積 (ha)	3以上5未満 (1点)	5以上10未満 (2点)	10以上 (3点)	-
平均収量 (t/10a)	3.0以上3.25未満 (1点)	3.25以上3.5未満 (2点)	3.5以上3.75未満 (3点)	3.75以上 (4点)
A品率 (%)	90以上92.5未満 (1点)	92.5以上95未満 (2点)	95以上 (3点)	-

<表彰式>

加工用ばれいしょ生産者が一堂に会する研修会等の場で表彰式を行う。

【問い合わせ先、推薦調書の提出先】

宮城県 農政部 園芸推進課 園芸振興班

住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-2211-2843 E-mail engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp

推薦調書の様式等は園芸推進課ホームページよりダウンロード願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/bareishohyoushou.html>